



千赤秘第243号
平成22年7月15日

千早赤阪村特別職報酬等審議会会長 様

千早赤阪村長 松本 昌親

特別職の報酬等の額について（諮問）

千早赤阪村特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、下記条例に定める議員報酬並びに村長、副村長及び教育長の給料の額について、貴審議会の意見を求めます。

なお、改定する場合の実施時期につきましても、審議をお願いします。

記

1. 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
2. 特別職の職員の給与に関する条例
3. 教育長の給与及び勤務時間等に関する条例